公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４６８号
宮城県黒川郡富谷町富谷字清水仲119番地４　パルネットＹＯＵ203
債務者　西藤　由利
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
仙台市青葉区八幡４丁目14番７号
債務者　藤谷　清一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
茨城県結城市大字結城13903番地
債務者　髙橋　道行
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９７号
茨城県結城市大字結城13903番地
債務者　髙橋　仁子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２００号
茨城県古河市錦町７番12号
債務者　関　　静子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０１号
茨城県古河市三杉町２丁目12番11号
債務者　田村　康男
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０２号
茨城県猿島郡五霞町原宿台２丁目11番地３　ピースフルＡ201号、前住所埼玉県幸手市北２丁目３番８号
債務者　佐野　健治
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０４号
茨城県下妻市高道祖1364番地　柴森アパート７号
債務者　飯塚　幸市
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２０９号
茨城県筑西市笹塚675番地１
債務者　平山　直人
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７４号
石川県白山市徳丸町379番地　ラ・カーザ杉本206号室、従前の住所石川県白山市源兵島町155番地
債務者　柴田　紀子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
石川県白山市宮永市町440―９、住民票上の住所石川県野々市市御経塚１丁目90番地
債務者　山本　容子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
金沢市末町17の87番地２
債務者　畦内　春美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３０５号
金沢市みどり１丁目180番地　市営住宅Ｄ１棟101号
債務者　新藤　　博
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１２号
石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目330番地　ハウスアリン207号、従前の住所石川県河北郡内灘町字大根布７丁目118番地１、従前々の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地336　県住18―10
債務者　上田ハツヱ
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２９号
金沢市御所町イ31番地甲、従前の住所金沢市神宮寺１丁目２番20号、従前々の住所金沢市疋田町ハ102番地16
債務者　小原　　学
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４３５号
名古屋市守山区小六町17番12号　千代田グリーンハイツ405号
債務者　清水眞理子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部